

# 令和4年度分

## 高梁川用水土地改良区からのお願い

(農地転用決済金の納付について)

-お知らせ-

### 1 決済単価について

★令和4年度の決済金単価は10アール当たり 24,700円 です。

(内訳：維持管理費13,700円 調査費等11,000円)

- ・決済金は1件の申請につき、転用面積に単価を乗じ、一円未満を切り捨てます。ただし、決済金額が十円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・維持管理費は小阪部川ダムの管理費に充てるものです。(裏面、農地転用等により地区から除外する場合は参照ください。)
- ・調査費等とは地区除外手続きにかかる事務処理、現地確認等の経費に充てるものです。

### 2 転用申請について

★当区の地区除外手続きは全て 永久転用時 にお願ひします。農業委員会における一時転用許可期間中は農地に復元されることが前提であるため、受益地として取り扱います。

- ・この措置は現状地目と台帳地目の整合性をとるため、永久転用申請時に決済処理を行うことで受益地管理の適正化を図るものです。

### 3 転用申請の取下げ、転用不許可による決済金の還付処理について

★支払い済み決済金から調査費および賦課金相当分を控除して還付いたしますので、確実な転用計画により地区除外手続きをお願いいたします。

- ・令和4年度調査費等単価は10アール当たり 11,000円 です。(決済単価の内訳のとおりです。)
- ・当初の申請から決済金還付請求があるまでの期間が1年以上のときは、この期間にかかる賦課金相当分を徴収額から控除して還付します。



未来へつなご引継がかな水と豊かな大地

水と里ネット

水と里ネット高梁川用水

高梁川用水土地改良区

〒719-1156

岡山県総社市門田283番地

URL : <http://t-midori.net/>

TEL 0866-31-5200 FAX 0866-31-5201

## 【高梁川用水土地改良区とは】

高梁川用水土地改良区は、土地改良法に基づき、岡山県の認可を受け設立された農業団体で、昭和30年に岡山県新見市へ国が建設した小阪部川ダムの維持管理を行っています。小阪部川ダムから放流された農業用水は高梁川を經由し、総社市と倉敷市に設置された頭首工から取水され、岡山市、倉敷市、総社市、早島町の農地に配水されています。



小阪部川ダム

小阪部川ダムの維持管理等に要する経費は、受益地区内(3ページ記載)の農地を耕作若しくは所有されている組合員の皆様に、登記簿面積に応じて賦課金としてご負担いただいています。

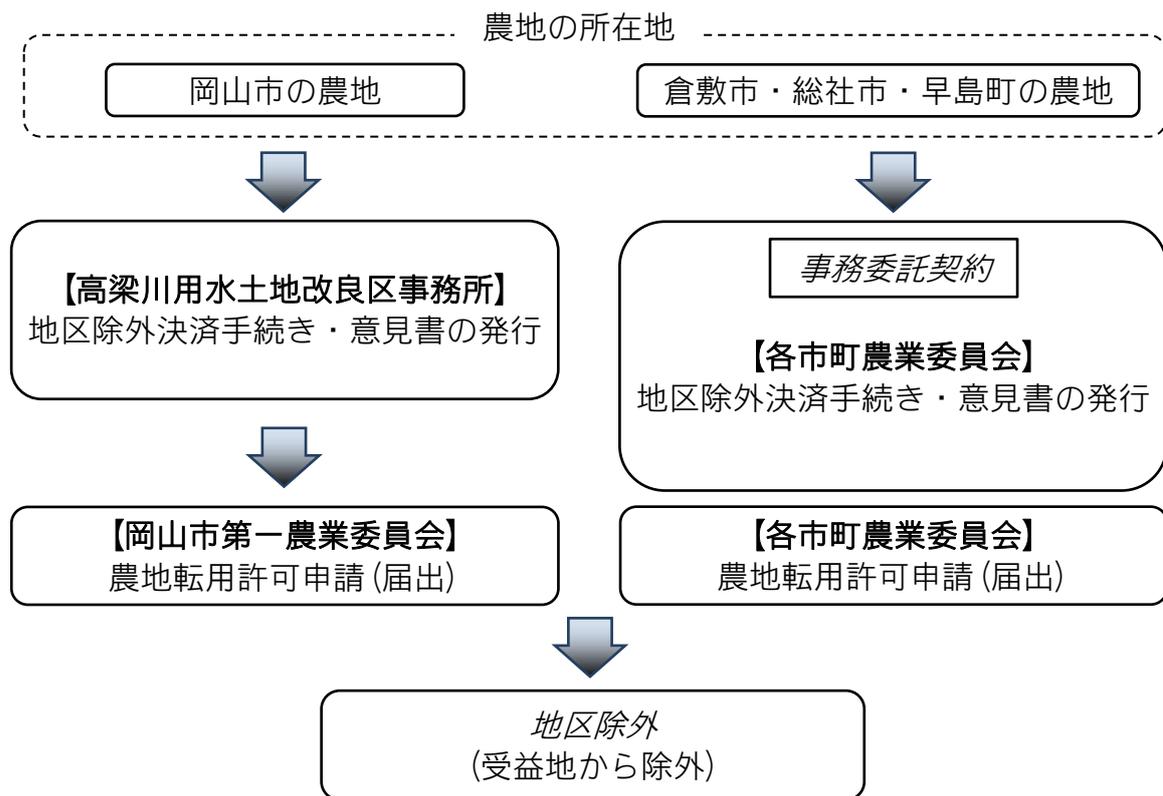
### —農地転用等により地区除外する場合—

農地を宅地や道路など農地以外のものに転用する場合は、土地改良法第42条の規定により必要な決済をすることが定められており、農地転用決済金を土地改良区へ納入し、地区から除外する手続きが必要となります。

これは、高梁川用水土地改良区が管理する小阪部川ダムの維持管理費は組合員の方々が負担する賦課金で賄われており、転用で賦課対象地が減少することによって、残された農地を耕作する組合員に過重な負担がかかることを避けるためのものです。納めていただいた決済金は、将来に亘って小阪部川ダムの維持管理費に充てられます。

また、住宅などの個人的な転用(地区除外手続きがなされていないまま、年数が経過している土地を含みます。)に限らず、公共事業用地(道路、河川、水路、学校用地、公園等)として、その農地が買収される場合も同様に決済金が賦課されます。

## —農地転用による地区除外手続きの流れ—



※農業委員会への転用申請(届出)を要しない案件は、当区で直接受付しますので、お問い合わせください。

### 「農地転用申請に係る必要書類」

- ・ 農地転用等の通知書(改良区ホームページよりダウンロード可能)
- ・ 転用対象農地の登記簿謄本の写し
- ・ 転用対象農地の位置図と公図の写し(切り図)
- ・ 身分証明書(運転免許証、顔写真入りの社員証(名刺)など)

◎岡山市の農地については、高梁川用水土地改良区事務所での手続きとなりますが、除外申請から意見書の発行までに数日(一週間以内)を要しますので、余裕をもった手続きをお願いします。

◎公共事業用地(農業委員会の許可を要しない転用を含む。)として買収された土地については、一般的に、土地の買収価格に農地転用決済金が含まれているものとして取り扱われますので、農地を売られた方(組合員)が決済していただくようお願いします。

◎農地転用決済金は譲渡費用として取り扱われ、譲渡所得から差し引くことが認められています。